

令和 2 年 2 月 28 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(義務教育指導課)

新型コロナウイルス感染症対策のため市町立学校における
一斉臨時休業について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長に通知しました。

については、貴教育委員会において、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるにあたり、参考にしてください。

なお、自宅で過ごすことが難しい児童生徒については、放課後児童クラブ等の受入体制が整うまでの間を目途に、次の例を参考に、個別に学校で受け入れることを検討してください。

【受入れの対象例】

- 小学校低学年の児童のうち、保護者が医療従事者又は介護保険施設等の社会福祉・介護事業従事者*で、やむを得ず仕事を休めない場合
- 特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合

【預かり中の対応例】

- 一人当たりのスペースをできるだけ広く確保する。
- 原則として、当該児童生徒の学級担任が担当する。
- 原則として、担当教諭の指示のもと、既習部分の自習を行うこととする。
- 昼食は持参させる。

※参考：新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン（A-1，A-2，B-1）

担当 教育振興担当
電話 082-513-4977（ダイヤルイン）



令和2年2月28日

各県立高等学校長様
各県立中学校長様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のため高等学校における
一斉臨時休業について（通知）

このことについて、文部科学事務次官から別紙のとおり通知がありました。
については、当該通知を踏まえ、感染の流行を早期に終息させるため、集団による感染拡大防止の観点から、次のとおり対応してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合があります。

- 1 令和2年3月2日（月）から各校が定める学年末休業日の開始日まで臨時休業とする。臨時休業期間中は、感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ次の点について留意すること。
 - ・生徒に対して、臨時休業期間中については、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
 - ・進路指導等の必要に応じて、最小限の生徒との個別対応は可能とする。
 - ・臨時休業期間中の部活動は行わない。
- 2 令和2年度公立高等学校入学選抜については、当初の日程どおり実施する。
なお、各学校においては、対応可能な範囲でアルコール消毒液の設置など、感染防止の措置を講じること。
- 3 卒業式、修了式については、県内で感染が発生するまでは予定どおり実施する。
- 4 臨時休業中の終業式は実施しない。

担当 高校教育指導課振興係
電話 (082)513-4992
(担当者 松田, 安部)



令和2年2月28日

各県立特別支援学校校長様

教 育 長
(特別支援教育課)

新型コロナウイルス感染症対策のため特別支援学校における
一斉臨時休業等について(通知)

このことについて、文部科学事務次官から別紙のとおり通知がありました。

については、当該通知を踏まえ、感染の流行を早期に終息させるため、集団による感染拡大防止の観点から、次のとおり対応してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合があります。

- 1 令和2年3月2日(月)から各校が定める学年末休業日の開始日まで臨時休業とする。臨時休業期間中は、感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、幼児児童生徒に対して、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- 2 一人で過ごすことができない幼児児童生徒の対応
保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない幼児児童生徒の対応を次のとおりとする。
 - (1) 上記の状況の幼児児童生徒がおり、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できない等の場合は、個々の状況をよく把握した上で、この状況の幼児児童生徒の自主登校を受け入れるものとする。ただし、今回の臨時休業の趣旨を保護者等に十分説明し、その目的を達せられるように理解を求めるものとする。
 - (2) 自主登校の通学手段とするため、スクールバスは契約どおり運行する。(利用者がいない場合は、契約どおり運行を停止して差し支えない。)
 - (3) 寄宿舎についても、(1)と同様の理由で、希望がある幼児児童生徒を受け入れる。
 - (4) 給食については、実施しない。寄宿舎の朝晩の食事についても同様とする。
- 3 令和2年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜については、次のとおりとする。(市町教育委員会へは、別紙「令和2年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の実施について」のとおり通知します。)
 - (1) 普通科(職業コースを除く。)
 - 学力検査、面接等は実施せず、出願書類等を総合的に判断して合格者の決定を行う。
 - 選抜結果の発表は、各特別支援学校が定める高等部入学者選抜実施要項に基づいて行う。
 - (2) 普通科職業コース
 - 各特別支援学校が定める高等部入学者選抜実施要項に基づいて選抜及び選抜結果の発表を行う。
 - 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の対応は、令和2年2月21日付け「令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」による。

(3) 専門教育を主とする学科

- 広島県立広島中央特別支援学校が定める高等部入学者選抜実施要項に基づいて選抜及び選抜結果の発表を行う。
 - 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の対応は、令和2年2月21日付け「令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」による。
- 4 卒業式については、県内で感染が発生するまでは予定どおり実施する。
- 5 臨時休業中の終業式については実施しない。

担当 管理係
電話 (082)513-4981
(担当者 中島)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	厚生労働省